

# 産業廃棄物処理計画実施状況報告書等提出シート

下記1の書類について、別添のとおり提出します。

記

1 提出書類	□ 産業廃棄物処理計画書(PDF · 書類 部)
<該当を選択>	■ 産業廃棄物処理計画実施状況報告書( PDF ・ 書類 1 部 ) □ 特別管理産業廃棄物処理計画書( PDF ・ 書類 部 ) □ 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書( PDF ・ 書類 部 )
2 提出者	(住所) 〒567 - 0028 大阪府茨木市畑田町12-10 アルンドーインディカ茨木1階 (名称・代表者氏名) 大東建託株式会社 大阪支店 支店長 山脇 正彦
3 対象事業場	(所在地)〒 - 尼崎市内一円 (名称) 尼崎市内工事現場 (事業場コード(6 桁)) 200243
4 事業場データ (報告データ)	(業種コード(4 桁)) 0600 (業種名) 総合工事業 (フレーム:完成工事高) 10,536 万円  (廃棄物発生場所地域名) <該当地域に○印をしてください。>※ 11 神戸市、12 尼崎市、13 姫路市、14 西宮市、 21 阪神南、22 阪神北、23 東播磨、24 北播磨、25 中播磨、26 西播磨、27 但馬、28 丹波、29 淡路 ※ 地域は政令市・県民局単位。複数地域にまたがる場合、第2面は地域ごとに作成ください。
5 ご担当者	<ul> <li>(所属) 大東建託株式会社 大阪支店 大阪工事部 (大阪鶴見支店配属)</li> <li>(氏名) 竹田 修治</li> <li>(電話) 080·6736·7002 (FAX) 06·6915·8022</li> <li>(E-mail) ts034033@kentaku.co.jp</li> </ul>

(建設業)

本用紙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 11 項及び第 12 条の 2 第 12 項で定める公表対象の様式ではありませんので、同法により公表することはありません。

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5年 6月 8日

### 尼崎市長 殿



提出者

住 所

大阪府茨木市畑田町12-10 アルンドーインディカ茨木1階

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名) 大東建託株式会社 大阪支店 支店長 山脇 正彦

電話番号 072 - 624 - 7770

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 4 年度の 産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

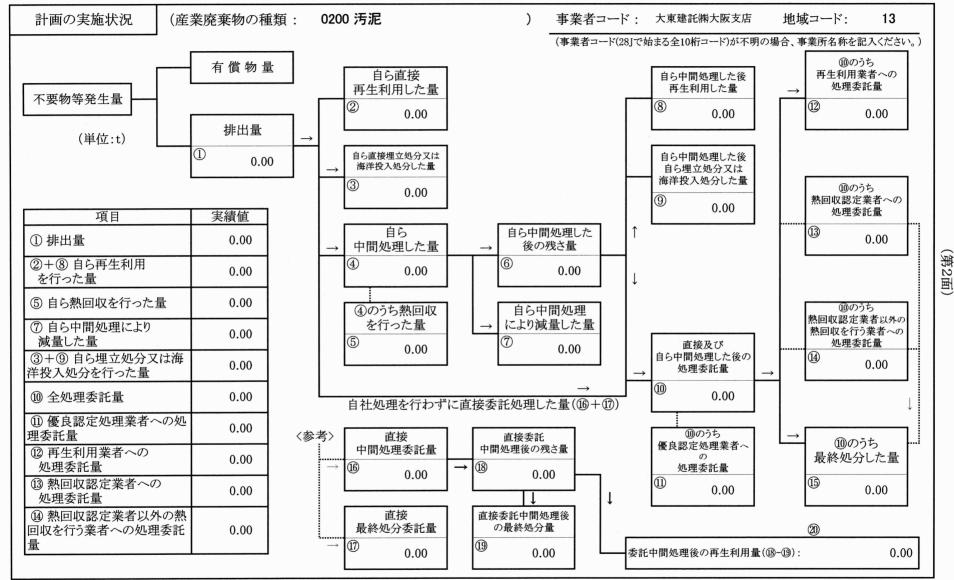
事業場の名称	尼崎市内工事現場
事業場の所在地	尼崎市内一円
事業の種類	D06総合工事業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日

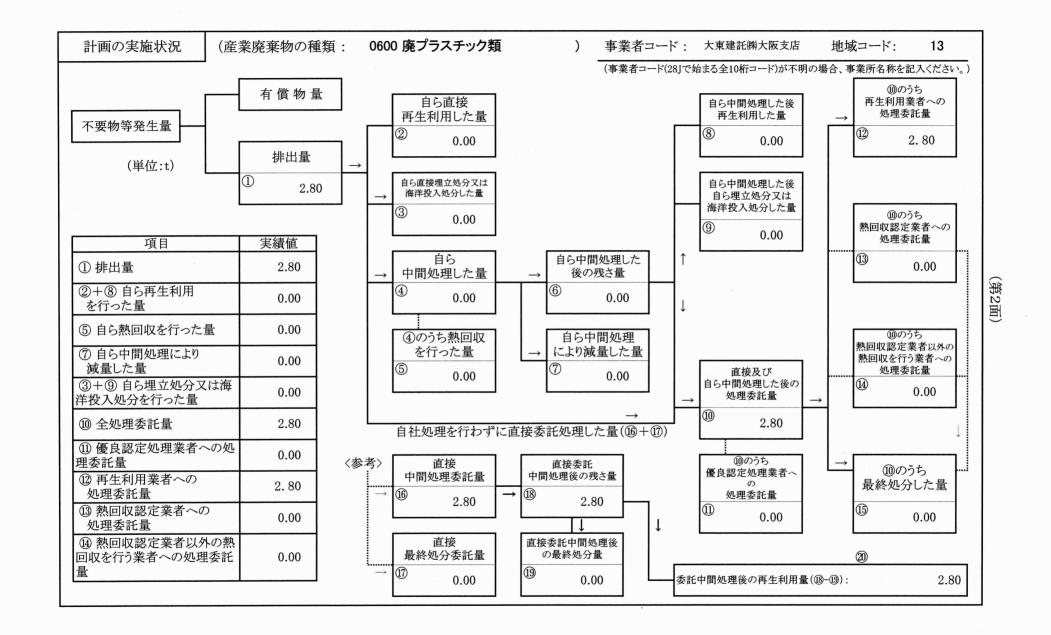
### 産業廃棄物処理計画における目標値

在朱允未仍是在自己的专门标准					
項目	目標値	項目	目標値		
排 出 量	1311.7 t	全処理委託量	1311.7 t		
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	0.0 t		
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への 処理委託量	1306. 5 t		
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t		
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t		
※事務処理欄					

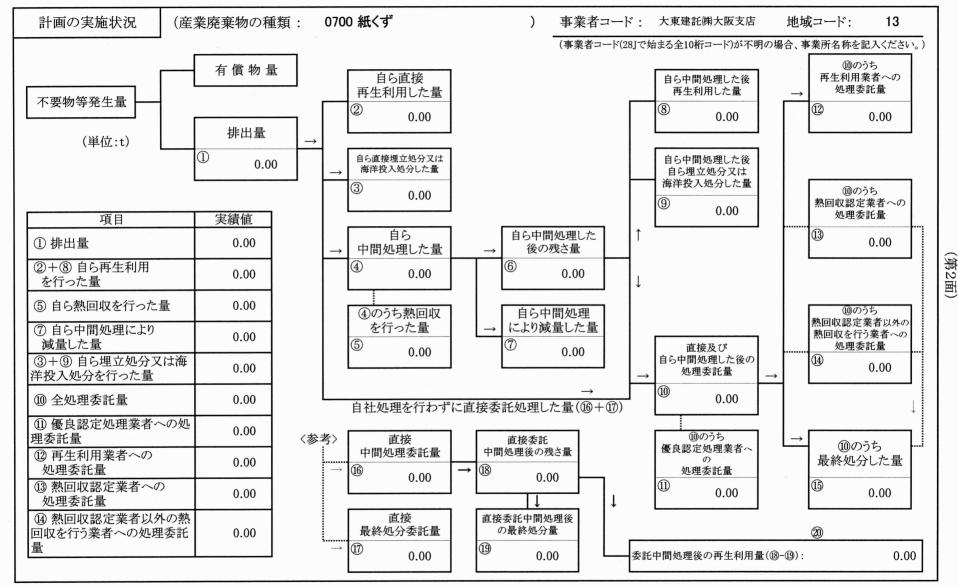
(日本工業規格 A列4番)

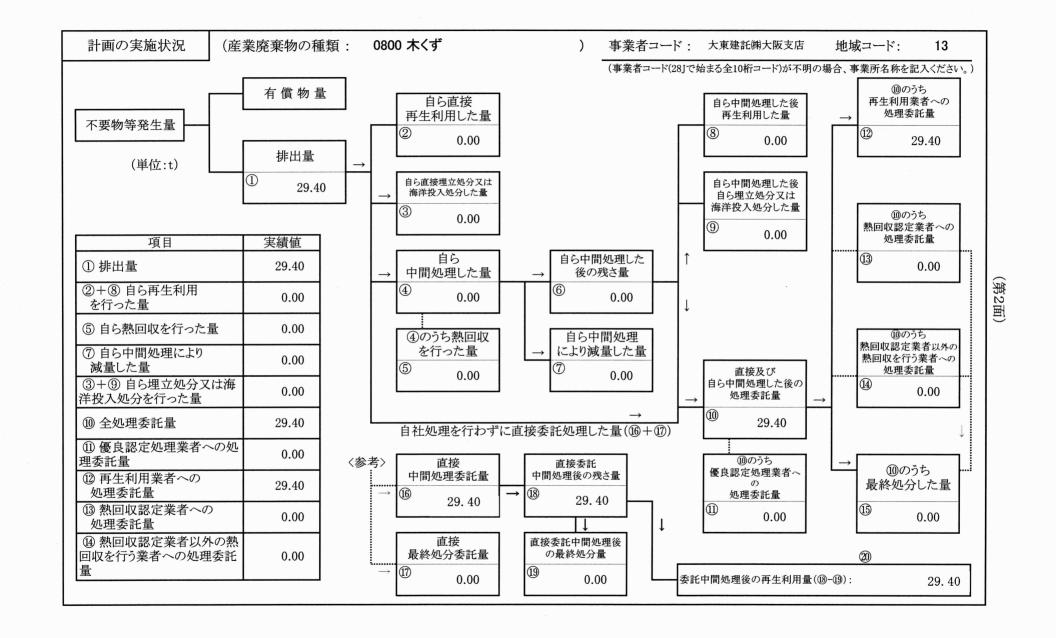


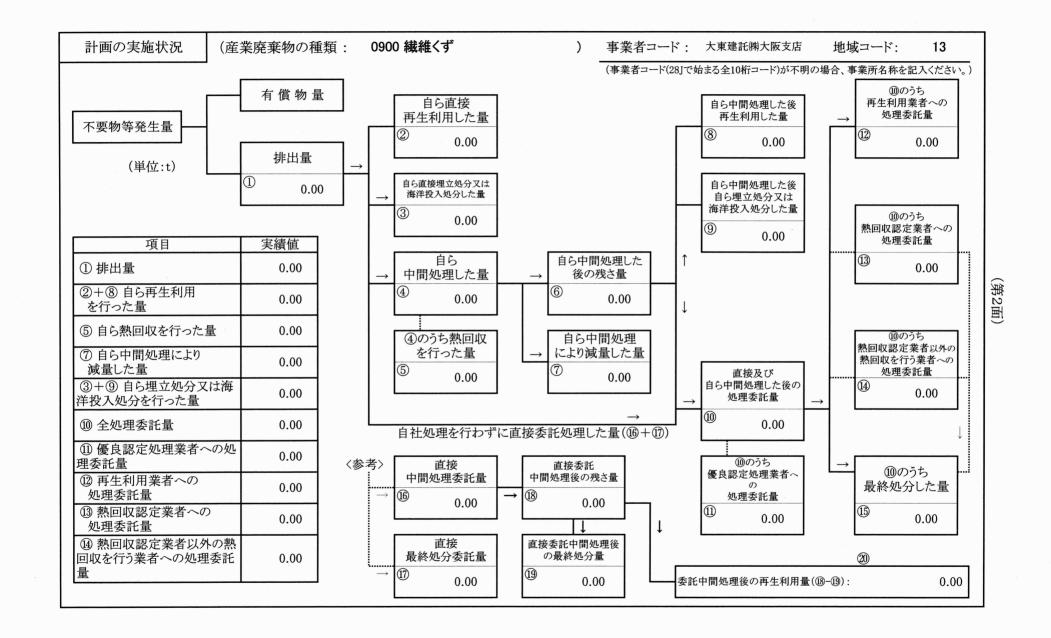


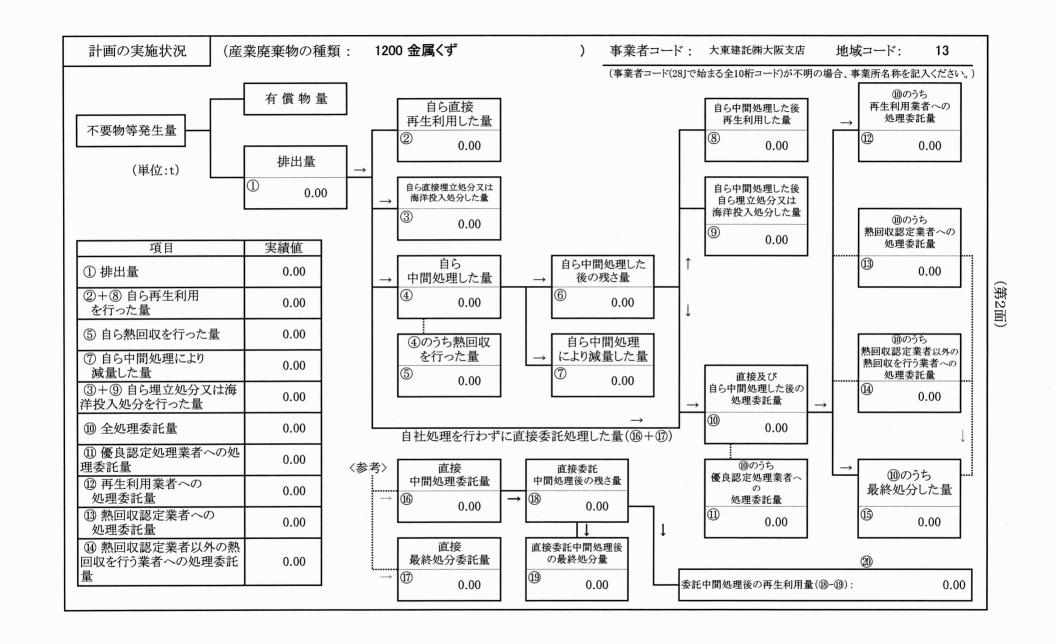


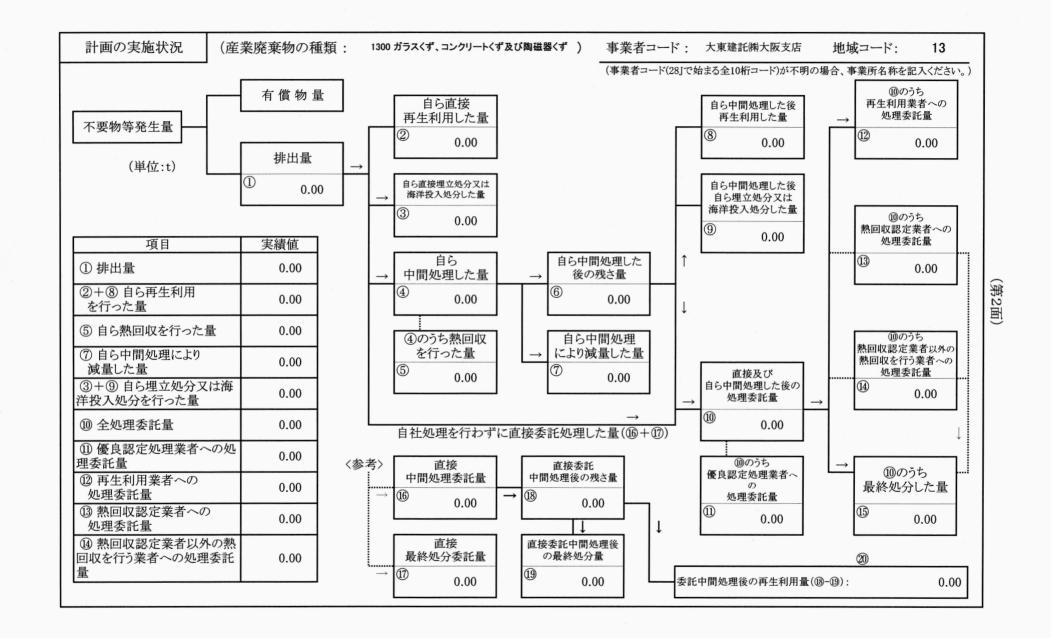


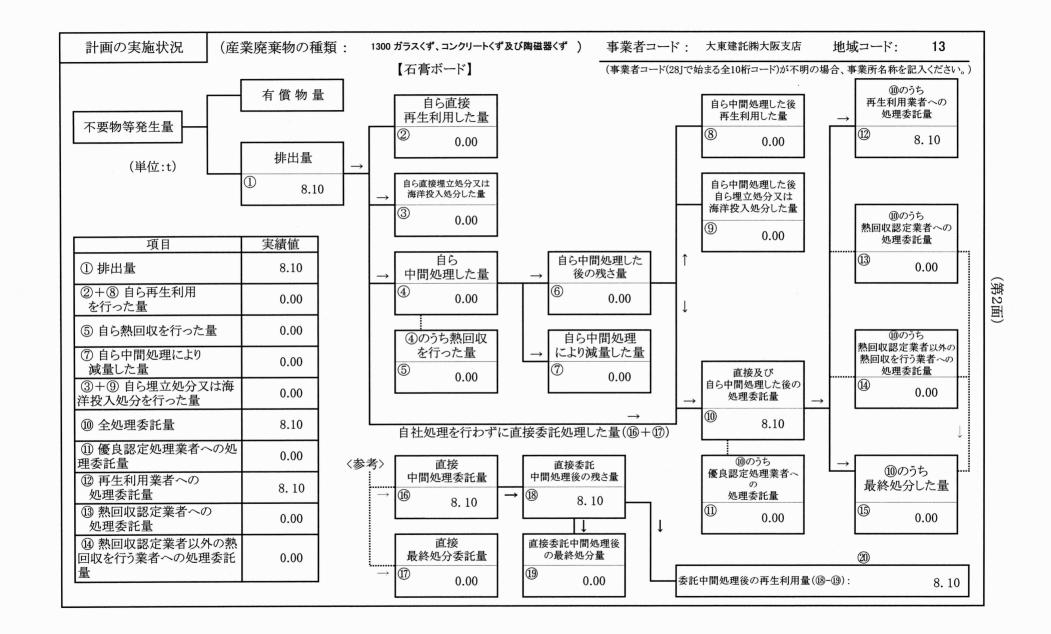




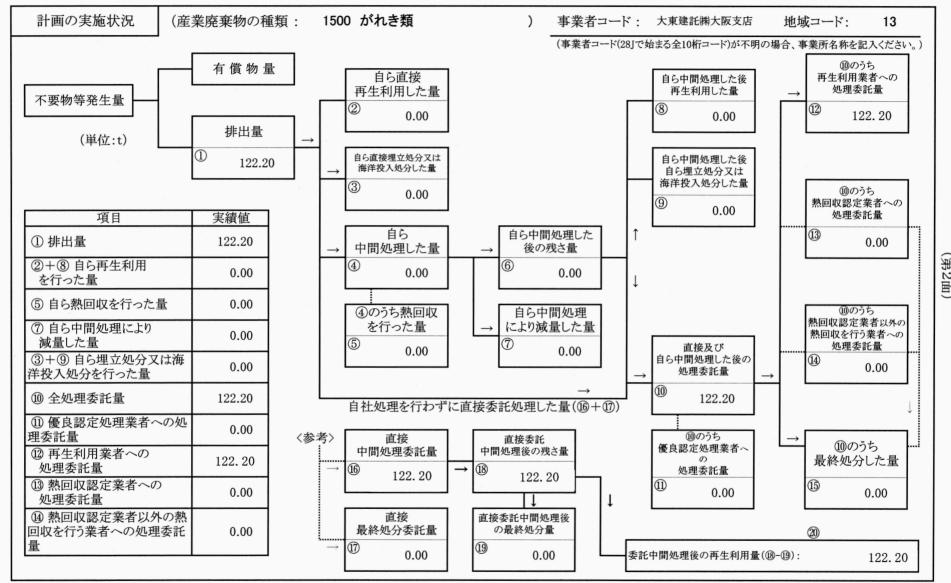












#### 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。